

平成 27 年 10 月 30 日

米国商品先物取引委員会の清算集中されたスワップ取引に係る
取引報告および記録保存義務規則の改正案に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、米国商品先物取引委員会（CFTC）が本年8月31日に公表した清算集中されたスワップ取引に係る取引報告および記録保存義務規則の改正案に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。今後、我々のコメントが十分に斟酌されることを期待する。

1. SDR の選択について (p.52550, p.52574)

SEF (Swap Execution Facilities) で執行された非清算集中取引を、どの SDR (Swap Data Repository、いわゆる取引情報蓄積機関) へ報告するか決定権を SEF ではなく、当該取引の Continuation Data 報告 (既存取引の Snapshot 報告や Valuation 報告) の Reporting Party (報告義務を負う取引当事者) に与えるべきである。

SEF で執行された取引については最上流にある SEF に SDR 選択権を付与するルール案となっているが、SEF は取引当初の Creation Data 報告しか実施しない。その一方で、SEF で執行された取引が非清算集中取引である場合、Reporting Party は取引終了までの長期に渡り Continuation Data 報告 (既存取引の Snapshot 報告や Valuation 報告) を行う必要がある。

CFTC 規制では、取引当初の Creation Data 報告と既存取引の Continuation Data 報告は同一 SDR へ報告されるべきとの要件がある。市場参加者の多くは、DTCC を SDR として利用しているが、SEF 業者は DTCC 以外の自らの関係会社が運営する SDR へ報告を実施する可能性がある。SDR 間の公正な競争を維持し、また、長期に渡り取引報告を実施する Reporting Party の意向を尊重するためにも、SDR 決定権は Reporting Party に付与すべきである。

2. PET 報告項目について (p.52558, pp.52578~52585)

PET (Primary Economic Terms) 報告項目の追加については、システム対応に必要な時間を確保すべく、新ルール実施までに十分な準備期間をご配慮願いたい。

3. 本市中協議文書における質問事項について

市中協議文書の質問事項のうち、以下の設問（Q18, Q20, Q32, Q34）に対して、コメントするのでご検討いただきたい。

○p.52553 / Question (18)

What value, if any, would the Commission gain by receiving clearing swap valuation data from SD/MSP reporting counterparties?

(コメント)

CFTC の修正案に賛成する。

報告義務を DCO (Derivatives Clearing Organizations) のみに課す修正案により、現行案で義務が課されている SD (Swap Dealer) および MSP (Major Swap Participants) のオペレーション面での負荷が下がり、全体的にも効率的な体制となる。

○p.52553 / Question (20)

Should the Commission require original swap terminations to be reported as soon as technologically practicable after termination of an original swap?

(コメント)

既存のスワップのターミネーションは技術的に可能なタイミングで当局にできる限り早く報告されるべきであると考えます。また、市場の透明性と効率性を向上させる観点から、この要件が CFTC 規制 1.74 と将来的に一致することが望まれる。

○p.52559 / Question (32)

Will reporting any of the new or revised data categories and fields result in any operational or technological challenges? If so, please explain.

(コメント)

新規ないしは修正されたデータのカテゴリは多くの市場参加者に対しオペレーション面での負荷を増大させることになる。

市場の用語、定義は、CFTC の提案する定義と必ずしも一致しない可能性があり、特に小規模の市場参加者（報告対象者）にとり、特定の用語、定義にもとづいた取引毎の分類は過大な負荷となると考えられる。

○p.52559 / Question (34)

Are the newly proposed and revised PET data fields included in Appendix 1, including the PET data therein, sufficiently clear? If not, please explain.

(コメント)

今回提案されている PET のデータ分類（クレジット、株式、為替、金利、コモディティ等）は不明瞭であり、報告対象者側に大きな混乱を生じさせる。

具体的には、複数資産を対象としたスワップは要件も固有であるものが多く、当局の提案している分類に当てはまらないケースが存在するなど、ハイブリッド案件の分類は困難である。

以 上